

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を重視しています。「透明性と説明責任の向上」のために当社は、社外取締役の視点から経営監督及び監視機能の強化を図るとともに、情報開示に係る内部統制体制を整備し、公正かつタイムリーな情報開示を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|-----------|-------|
| 株式会社ウェストリバー | 1,600,000 | 40.36 |
| 西川 三郎 | 620,700 | 15.66 |
| PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT | 153,400 | 3.87 |
| 松島 亮太 | 119,500 | 3.01 |
| 西川 明宏 | 104,000 | 2.62 |
| 西川 優 | 104,000 | 2.62 |
| 西川 香代子 | 100,000 | 2.52 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 33,100 | 0.83 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 30,800 | 0.77 |
| 丸山 憲一 | 30,000 | 0.75 |

支配株主(親会社を除く)の有無 西川 三郎

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 グロース

| | |
|---------------------|-----------------|
| 決算期 | 11月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 11名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 4名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 4名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 大澤 英俊 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 作野 周平 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 長清 達矢 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 齊藤 道子 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|---|
| 大澤 英俊 | | | | 製造業界における長年の経験、人脈及び企業経営に関する深い知見を有しており、適切な提言を期待できることから選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 作野 周平 | | | | 監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督が期待できることから選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 長清 達矢 | | | | 製造業における経営管理担当及び監査役としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を有していることから選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 齊藤 道子 | | | | 弁護士であり、専門的な法律知識を有しており、適切な提言を期待できることから選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会の職務執行については内部監査室が協力することとしており、内部監査室は必要に応じて監査等委員の職務執行を補助しております。内部監査室が監査等委員の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、監査等委員以外の取締役からの指示・命令は受けないものとしております。また、監査業務に必要な補助をすべき特定の取締役または使用人の設置が必要な場合、監査等委員会はそれを指定できるものとしております。

内部監査担当者は、監査等委員会による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は定期的に会合を持ち、相互の監査計画や監査結果について情報共有を図るとともに、監査上のリスクや着目すべき指摘事項等の情報交換を行い、効率的かつ実効性のある監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |

補足説明

取締役の指名および報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役である委員3名以上で構成し、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。大澤英俊氏は、特許機器株式会社の社外取締役を兼職しており、同社とは昨年取引を開始しております。しかしながら、その取引価格は市場価格からみて適正なものであること、および、同社の当社に対する売上高は、当社売上高の0.05%未満と僅少であることから、同氏の独立性は担保されていると判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、決定にあたっては、指名・報酬委員会からの答申を尊重します。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートは、管理本部にて行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の形態を基礎として、社外取締役4名による監督・監査の強化を図り、次のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

・取締役・取締役会

構成員: 西川三郎、松島亮太、西川明宏、村上信一、大澤英俊(社外取締役)、作野周平(社外取締役)、長清達矢(社外取締役)、齊藤道子(社外取締役)

当社の取締役会は、取締役8名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、4名(うち監査等委員である取締役が3名)の社外取締役を選任することで業務執行機関に対する監督機能を強化しております。毎月1回以上の開催を原則とし、経営の意思決定機関として法定事項及び業務執行に関する重要事項の審議、決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

・監査等委員会

構成員: 作野周平(社外取締役)、長清達矢(社外取締役)、齊藤道子(社外取締役)

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、監査等委員3名(いずれも社外監査等委員)で構成され、コンプライアンス、経営方針に基づく業務執行状況、コーポレート・ガバナンスの観点から会社運営が適切な内部統制システムのもとに適法かつ妥当に行われているかを監査しております。

監査等委員会は、毎月1回の開催を原則としております。

・内部監査室

内部監査室は内部監査規程に基づき、定期的に各部門の業務執行が有効かつ適正に行われているか及びコンプライアンスの監査を実施しております。内部監査室は当社の財務報告に係る内部統制の要としても機能しております。

・経営会議

構成員: 西川三郎、松島亮太、西川明宏、村上信一、事業部長、事業所長(部長)、人事部長、総務部長、財務経理部長

当社の経営会議は、毎月1回以上の開催を原則とし、業務執行の意思決定機関として業務執行に関する事項の審議、決定の他、取締役会へ上程する議題、業績に関する進捗状況及び今後の業績見込み等について、審議、及び報告を行っております。

・リスク・コンプライアンス委員会

委員長:管理担当取締役

副委員長:事業担当取締役

構成員:人事部長、総務部長、内部監査室長、当該部門長および所属員(適宜)

当社は、管理担当取締役を委員長として、関係部署幹部等で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、事業運営上のリスクの洗い出し等のリスクマネジメントの周知徹底と実行を担っております。

なお、企業の社会的役割という視点から、上記の各機関による業務執行に対するけん制作用の確保、コンプライアンスの尊重に加えて、タイムリーな企業情報の開示を実施することにより、株主に限らず、従業員、取引先等多様なステークホルダーとの友好関係維持に努めております。

・会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。また、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

・指名・報酬委員会

委員長:大澤英俊(社外取締役)

構成員:西川三郎、齊藤道子(社外監査等委員)

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2026年2月24日開催の第26期定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。これは、取締役会の監督機能の強化及び取締役会の意思決定の迅速化を図ることが主な理由になります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、早期発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は決算期を毎年11月末日としており、定時株主総会は例年2月下旬に開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2026年2月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を可能にしております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後の課題として検討してまいります。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(要約)の英文での提供を行っております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページのIRサイトに掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 代表取締役による個人投資家向けの説明会を開催する予定です。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 通期の決算発表時期に、代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後、検討すべき事項として考えております。 | なし |

| | |
|------------------|--|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。 |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IRに関する部門はディスクロージャー委員会としております。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、公正かつ適切な経営を実現することを目的として、社会に対する責任ある行動を「コンプライアンス基本方針」に定めて、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 適時開示規程において、重要情報等の開示に関する基本方針、要件、手続き等の仕組みについて策定しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人の職務の執行にあたって、組織の運営に関する社内規定を整備し、意思決定のプロセスおよび結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役、内部監査室が当該プロセスおよび結果を閲覧できる体制を構築する。管理担当取締役を委員長として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令および定款遵守の周知徹底と実行を図る。また、コンプライアンス意識を徹底、向上させるために、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対しコンプライアンスに関する教育研修を継続して実施する。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けた助言・提言を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規程類に従って取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し適切に保存、管理する。また、取締役は文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク・コンプライアンス委員会が活動の主体となり、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、意思決定の迅速化を図り、効率的な職務の執行を図る。また、取締役会において、事業計画を策定し明確な目標を定め、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社は存在しないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程等を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。

補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役(監査等委員である取締役を除く。)およびその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対し、業務執行状況を聴取し、必要な情報の開示を求めることができる。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、法令および定款に反することが発生した場合の他、当社業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員に報告する。また、監査等委員に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取扱いを受けない。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は定期的に取締役(監査等委員である取締役を除く。)とミーティングをもち、業務の状況のヒアリングを行う。また、内部監査室や会計

